

東かがわ市規則第4号

東かがわ市つばさ交流センター管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月7日

東かがわ市長

上村 一郎

東かがわ市つばさ交流センター管理運営規則の一部を改正する規則

東かがわ市つばさ交流センター管理運営規則（平成28年東かがわ市規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用期間) 第5条 略 <u>(休館日)</u> 第6条 <u>つばさ交流センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時休館日を設けることができる。</u> (使用料の減免) 第7条 略 第8条～第10条 略 様式第3号 <u>(第8条関係)</u> 略 様式第4号 <u>(第8条関係)</u> 略</p>	<p>(利用期間) 第5条 略 (使用料の減免) 第6条 略 第7条～第9条 略 様式第3号 <u>(第7条関係)</u> 略 様式第4号 <u>(第7条関係)</u> 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。